

# 請求額内訳書

認定 保護者	フリガナ		認定子ども との続柄
	氏 名		

認定 子ども	フリガナ		法第30条の4の認定種別		
	氏 名		<input type="checkbox"/> 第1号	<input type="checkbox"/> 第2号	<input type="checkbox"/> 第3号

↑ 第1号認定者は保育の必要性がないため償還払いの対象外

利用年月			在籍する幼稚園・認定こども園（以下「幼稚園等」）の預かり保育事業				認可外保育施設に 支払った金額 (領収証の「特定子ども・ 子育て支援利用料の領収 金額」) (d) ※1 ※2	一時預かり事業、病児保 育事業、ファミリー・サポート・セ ンター事業に支払った金額 (領収証の「特定子ども・ 子育て支援利用料の領収 金額」) (e) ※1	請求額 (「c+d+e」が月額上 限額の低い方を記入)  ※3 ※4
			施設に支払った金額 (領収証の「特定子ども・ 子育て支援利用料の領収 金額」) (a)	利用日数	無償化基準額 (b) (450円×利用日数)	aとbの金額の低い方を記 入 (c)			
令和	年	月	円	日	円	円	円	円	
令和	年	月	円	日	円	円	円	円	
令和	年	月	円	日	円	円	円	円	
令和	年	月	円	日	円	円	円	円	
令和	年	月	円	日	円	円	円	円	
令和	年	月	円	日	円	円	円	円	
合 計								円	

- ※1 幼稚園等の在籍者で、幼稚園等の預かり保育事業以外に、認可外保育施設・一時預かり事業・病児保育・子育て援助活動支援事業の利用費の償還払いを受けることができる場合は、在籍する幼稚園等の預かり保育事業が、「①教育時間を含む平日の預かり保育の提供時間数が8時間未満」又は「②年間（平日・長期休業中・休日の合計）開所日数200日未満」の場合のみです。
- ※2 利用料の設定が月単位を超える（四半期、前期・後期など）場合は、当該利用料を当該期間の月数で除して、利用料の月額相当分を算定して下さい。（10円未満の端数がある場合は切り捨て）
- ※3 月額上限額は次のとおりです。「c+d+e」が月額上限額を超える場合は、それぞれの月額上限額を記入して下さい。  
①幼稚園等在籍者で預かり保育を利用する方・・・認定種別が第2号の場合は11,300円、第3号の場合は16,300円  
②幼稚園等に在籍していない・・・認定種別が第2号の場合は37,000円、第3号の場合は42,000円
- ※4 途中で認定期間が終了する又は開始される場合若しくは市町村間の転出入の場合、月額限度額は別紙のとおりとなります。

## 月途中で認定期間が終了する又は開始される場合か、市町村間の転出入の場合の月額限度額の計算方法

【1-1】国公立の幼稚園・認定こども園・特別支援学校幼稚部の預かり保育事業（法第7条第10項第5号に掲げる事業）

① 月の途中から利用開始の場合の限度額

450円 × 認定起算日以降のその月の預かり保育事業の利用日数

② 月途中で利用終了の場合の限度額

450円 × 最後の利用日までのその月の預かり保育事業の利用日数

【1-2】認定こども園・幼稚園・特別支援学校の利用者が預かり保育事業（上記【1-1】）の他に認可外保育施設等（法第7条第10項第4号に掲げる施設又は同項第6号から第8号までに掲げる事業）の利用料が無償化の対象となる場合

① 月の途中から利用開始の場合の限度額

(1.13万円(※A) × 認定起算日以降のその月の平日の日数 ÷ その月の平日の日数) から【1-1】①の額を控除して得た額

② 月途中で利用終了の場合の限度額

(1.13万円(※A) × 転出日までのその月の平日の日数 ÷ その月の平日の日数) から【1-1】②の額を控除して得た額

※A 施設等利用給付第3号認定子どもにあっては1.63万円

【2】認可外保育施設・一時預かり事業・病児保育事業・ファミリー・サポート・センター事業（法第7条第10項第4号に掲げる施設又は同項第6号から第8号までに掲げる事業）

これら施設等の施設等利用給付は、施設等利用給付認定の期間内であれば利用施設数にかかわらず対象となるため、日割り計算が必要になるのは、月途中で認定期間が終了する又は開始される場合か、市町村間の転出入の場合となる。（上記【1-2】も同じ。）

① 月の途中から利用開始の場合の限度額

3.7万円(※B) × 認定起算日以降のその月の日数 ÷ その月の日数

② 月途中で利用終了の場合の限度額

3.7万円(※B) × 転出日までのその月の日数 ÷ その月の日数

※B 施設等利用給付第3号認定子どもにあっては4.2万円